

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）審査意見書」（平成29年5月29日付29環総政第224号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.1-1(1) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由		
7. 有明体操競技場の計画の目的及び内容	内容	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種の選定計画について追記した。(p. 22 参照)		
		設計の進捗に伴い、緑化計画、施工計画を修正した。(p. 22、p. 24 参照)		
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	9.1 大気等	予測		
		予測	施工計画の精査に伴い、建設機械の稼働に伴う予測結果を修正した。また、工事用車両については、環境局長の審査意見を踏まえ、有明テニスの森整備を含めた複合影響の予測を行った。(p. 76、79、84、88 及び 89 参照)	
		ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 92 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応について追記した。(p. 93 参照)	
	9.2 生物の生育・生息基盤	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、水と緑のネットワークの形成に適合するにぎわいロードの緑化計画について追記した。(p. 111 参照)	
	9.3 生物・生態系	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種の選定計画について追記した。(p. 147 参照)	
			環境局長の審査意見を踏まえ、水と緑のネットワークの形成に適合するにぎわいロードの緑化計画について追記した。(p. 147 参照)	
	9.4 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種の選定計画について追記した。(p. 154 参照)	
			環境局長の審査意見を踏まえ、水と緑のネットワークの形成に適合するにぎわいロードの緑化計画について追記した。(p. 154 参照)	
	9.5 騒音・振動	予測	施工計画の精査に伴い、建設機械の稼働に伴う予測結果を修正した。また、工事用車両については、環境局長の審査意見を踏まえ、有明テニスの森整備を含めた複合影響の予測を行った。(p. 169、175、178 及び 179 参照)	
			ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 182 参照)
			環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応等について追記した。(p. 182 参照)	
	9.6 景観	調査 予測	環境局長の審査意見を踏まえ、水上からの眺望地点を追加した。(p. 185、186 及び 197 参照)	

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

表 10.1-1(2) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.7 自然との触れ合い活動の場	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地西側のオープンスペースの詳細について追記した。(p. 217 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、有明親水海浜公園(仮)との連携について追記した。(p. 218 参照)
9.8 歩行者空間の快適性	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、区道と一体的な緑化計画による暑さ対策について追記した。(p. 233 参照)
9.9 水利用	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、有明水再生センターの再生水利用の計画について追記した。(p. 242 参照)
9.10 廃棄物	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の再資源化に努めることを追記した。(p. 262 参照)
9.11 エコマテリアル	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、工事の実施に当たっては、「平成 29 年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく調達に努めることを追記した。(p. 277 参照)
9.12 温室効果ガス	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、設備等の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めることを追記した。(p. 294 参照)
9.13 エネルギー	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、設備等の持続的稼働に伴うエネルギー使用量の削減に努めることを追記した。(p. 303 参照)
9.14 土地利用	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、有明親水海浜公園(仮称)との一体的な機能について追記した。(p. 312 参照)
	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、有明地区の複数施設との関係について追記した。(p. 314 参照)
9.17 交通渋滞	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、有明テニスの森整備を含めた複合影響の予測を行った。(p. 370 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 371 参照)
9.18 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 385 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）審査意見書」（平成29年5月29日付29環総政第224号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（大気等）】	
<p>（大気等）</p> <p>①有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、大気質への影響のより一層の低減に努めること。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。</p>	
【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】	
<p>（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）</p> <p>①江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としているが、緑化計画の策定に当たっては、同条例に基づく手続を適切に行うとともに、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、計画地に適した植栽に努めること。</p> <p>②計画地南側のにぎわいロードには高木を列植する計画としているが、水と緑のネットワークの形成に適合するような樹種や本数を検討するとともに、その内容を明らかにすること。</p> <p>（緑）</p> <p>にぎわい広場や芝生大広場を整備する計画としていることから、エリア全体の快適性の向上などに配慮するとともに、にぎわい広場については、図示するなどその位置を明らかにすること。</p>	
【生活環境（騒音・振動）】	
<p>（騒音・振動）</p> <p>①有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めること。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること。</p>	
【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】	
<p>（景観）</p> <p>評価の指標の一つを「水際や水上からの視点に配慮し、水辺を生かした景観形成」としているが、代表的な眺望地点として設定している地点に水上からの地点がないため、眺望地点を追加すること。</p> <p>（自然との触れ合い活動の場）</p> <p>①にぎわい広場や芝生大広場を整備する計画としていることから、エリア全体の快適性の向上などに配慮するとともに、にぎわい広場については、図示するなどその位置を明らかにすること。</p> <p>②計画地北側に整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と一体的となるよう連携していく計画としていることから、緑のネットワークの形成など、その具体的内容について明らかにすること。</p>	

表 10.2-1(2) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	1. 項目別事項
【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】	
<p>（歩行者空間の快適性） 既存街路樹について、可能な限りの保全を図り、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画としていることから、道路管理者等と十分連携を図り、これらの対策を確実に実施するとともに、より一層の暑さ対策に努めること。</p>	
【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】	
<p>（水利用） 本施設は、恒久的な利用をしないため雨水及び循環水（中水）利用の計画はないとしているが、展示場として10年程度活用する予定であることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。</p> <p>（廃棄物） 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から50%と予測していることから、環境保全措置を徹底し、当該再資源化率の達成に努めること。</p> <p>（エコマテリアル） 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。</p>	
【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
<p>（温室効果ガス、エネルギー 共通） 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、類似施設の実績から予測し、都内大規模事業所の実績平均値と比較して削減したとしているが、一方で、「東京都建築物環境計画書制度」における評価段階3を目指すとしていることから、これを達成し、より一層の削減を目指すこと。</p>	
【土地利用（土地利用）】	
<p>（土地利用）</p> <p>①計画地内には宅地内広場や南北通路を整備し、近接する有明親水海浜公園（仮称）と一体となるよう計画していることから、これらの機能について説明するとともに、計画地内における歩行者動線の考え方を示すこと。</p> <p>②有明地区には、本施設を含め複数の大会関連施設が特に集中していることから、これらの施設との関係についても説明すること。</p>	
【交通（交通渋滞、交通安全）】	
<p>（交通渋滞、交通安全 共通） 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）」は、平成29年2月14日に公表し、同年2月14日から3月30日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は2件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等、騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>現在の晴海選手村建設においても、都道484号線、及びそれにつながる生活道路、環状2号線有明区間、及びそれにつながる生活道路に工事車両が、待機、休憩のため違法駐車されております。またアイドリング状態のため周辺の空気が悪化されております。</p> <p>有明体操競技場の建設におきましても、同様の状態が予想されます。工事関係者警備による工事車両の誘導、および江東区・中央区の見回り、警視庁の見回りときめ細やかな取り締まりが重要かと思えます。</p> <p>豊洲6丁目につきましては、警視庁の違法駐車重点監視区域から外れており、工事車両の違法駐車が深刻になることが予想されます。重点監視区域の指定もあわせてご検討されることを期待します。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としています。</p> <p>また、工事用車両を極力施工ヤード内に誘導するとともに、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としています。</p> <p>なお、選手村（晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業）の建設工事においては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底しています。引き続き、周辺への影響の低減に努めます。</p>

項目	2. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。</p>

項目	3. 緑	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行ったうえ、緑化計画書を提出されたい。</p> <p>植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するように配慮されたい。</p>	<p>計画地の緑化計画は、大会後の後利用時の敷地面積に対して、「江東区みどりの条例」における緑化基準を満たす計画としています。</p> <p>事前に区と十分に相談を行うほか、本ご意見を参考に、植栽樹種を検討していくこととしています。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	4. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p>

項目	5. 景観	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>	<p>今後、条例等を踏まえ適切に対応していくこととしています。</p>

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、全てリユース・リサイクルされたい。</p>	<p>施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努める計画としています。</p>

項目	7. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とされたい。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、高効率型照明器具の導入、空調設備における自動制御設備の導入、自然採光や自然通風の利用、大庇による日射遮蔽、卓越風を取り込む建物形状及び配置等により、効率的利用を行う計画としています。</p> <p>また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の短期使用において、S ランクの性能を有する建物となるよう設計、施工を目指すほか、「東京都建築物環境計画書制度」における「建築物の熱負荷の低減」及び「省エネルギーシステム」区分について、評価段階3を目指す計画としています。</p>

項目	8. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺の環境保全に努める計画としています。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。</p> <p>また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	9. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>整備地周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースを確保されたい。</p>	<p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させる計画としています。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容